

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年七月一日から適用する。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表Ⅱ区分057(1)③を次のように改める。

③ カップ・ライナー一体型

ア カップ・ライナー一体型（Ⅱ） 87,900円

イ カップ・ライナー一体型（Ⅲ） 94,200円

別表Ⅱ区分073に次のように加える。

(4) 位置情報表示装置（プローブ・ドリル） 22,400円

別表Ⅱ区分112(1)を次のように改める。

(1) シングルチャンバ

① 標準型 733,000円

② MRI対応型 781,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅱ区分ⅠⅠⅧに次のように加える。

(3) アダプター 256,000円

別表Ⅱ区分ⅠⅢⅢに次のように加える。

(19) 冠動脈カテーテル交換用カテーテル 19,100円

別表Ⅱ区分ⅠⅢⅨを次のように改める。

139 組織拡張器

(1) 一般用 31,200円

(2) 乳房用 32,100円

別表Ⅱ区分ⅠⅣⅥ(3)を次のように改める。

(3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）

① 標準型 1,620,000円

② 血管分岐部対応型 1,850,000円

別表Ⅱに次のように加える。

178 神経再生誘導材 388,000円

179 気管支用充填材 7,400円

180 陰圧創傷治療用カートリッジ 21,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

181 人工乳房

69,400円

別表Ⅸ③に次のように加える。

146 大動脈用ステントグラフト (3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） ② 血管分岐部対応型 (薬事法承認番号) 22400BZX00516000	平成25年7月1日から 平成26年3月31日まで	1,970,000円
--	-----------------------------	------------